



iGAAP in Focus

欧州サステナビリティ報告

EFRAGが欧州のサステナビリティ報告基準の改正を提案

目次

[背景](#)

[ESRSの構成](#)

[ESRS 1「全般要求事項」](#)

[ESRS 2「全般開示事項」](#)

[トピック別ESRS](#)

[次のステップ](#)

[詳細情報](#)

[付録：トピック別開示要求](#)

このiGAAP in Focusは、2025年7月31日にEFRAGが公表した改正および簡素化された欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の公開草案（ED）について説明するものとなっています。

- EFRAGは、2023年に最初に発行されたESRSの改正案をまとめた公開草案を公表しました。
- EFRAGは、ESRSの基本的な構成を維持することを提案する一方で、結果として得られるサステナビリティステートメントの読みやすさと簡潔さを向上させることを目的として、基準の大幅な簡素化を提案しています。
- 主な変更点は次のとおりです。
 - 包括的な原則として情報の重要性をより重視すること
 - ダブルマテリアリティ評価の簡素化
 - 適正な表示（Fair presentation）の原則の強調
 - データポイントと必須の適用ガイドの削減、および「開示できる（May）」内容の「強制力のないガイダンス（Non-Mandatory Illustrative Guidance；NMIG）」への移行
 - 全般開示要求および全般開示要求とトピック別開示要求との関係の簡素化
 - 企業がどのようにサステナビリティへのインパクト、リスク、および機会を管理しているかに関する情報を提供するかに重点を置いて、情報提供の柔軟性を向上
 - 基準の理解可能性、明確さ、利便性の向上
 - 追加の救済措置の導入
 - グローバル基準との相互運用可能性の強化
- 公開草案に対するコメント期限は2025年9月29日です。

詳細については、以下のWebサイトを参照してください。

www.iasplus.com

www.deloitte.com

背景

2025年2月、欧州委員会（EC）は、企業のサステナビリティ報告とデュー・ディリジェンスに関する報告負担を大幅に軽減することを目的としたいくつかの法規制（「オムニバスプロポーザル」）を提案しました。オムニバスプロポーザルの詳細については、[iGAAP in Focus](#)をご参照ください。

2023年12月に[EU官報](#)に掲載された委任法により発行された、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）（「ESRS 1セット」）の改正に関するコミットメントが当該提案に含まれています。2025年3月、ECはEFRAGに対し、ESRSの簡素化に関する技術的助言を提供するよう要請しました。

EDは、ECに対する技術的助言を形成するESRS改正に関するEFRAGの提案を提示するものです。EDは2025年9月29日までパブリックコメントを募集しています。最終的な技術的助言は、EDに対するフィードバックを受けて、EDとは異なる可能性があります。ECはEFRAGの技術的助言を受領後に検討しますが、技術的助言とは異なる改正ESRSを採択するかもしれません。

以下の文書が公表されており、EFRAGウェブサイト（[ここ](#)）で入手可能です。

- 12の改正ESRSのED（各EDの修正記録を含む）
- NMIGのED
- 結論の根拠
- 付属書 II—略語のリストと用語集（マークアップ版を含む）
- 1ページのプリーフィング
- FAQ文書
- ステークホルダー意見書の概要

EFRAGは、ESRS¹の改正において使用している以下のレバー（levers）を特定しました。

- ダブルマテリアリティ評価の簡素化
- サステナビリティステートメントの読みやすさ、簡潔さ、企業報告全体への統合の改善
- 最低開示要求（MDR）とトピック別基準との関係に関する重要な変更
- 基準の理解可能性、明確さ、利便性の向上
- その他の負担を軽減する救済措置
- 相互運用可能性の強化

見解

EDには、ESRSの改正と簡素化に関するEFRAGの提案が含まれています。EDには、ESRSの下でどの企業がどの報告期間から報告する必要があるかについての提案は含まれていません。これらの問題および他のEU法から生じるデュー・ディリジェンス要求事項および開示情報などの検討事項は、[オムニバスプロポーザル](#)の一部であり、EU立法プロセス下で未だ最終決定されていません。新しい要求事項が発効するまで、Wave 1の企業（2024年1月1日から企業サステナビリティ報告指令(CSRD)を適用することが義務付けられている企業）は、ECが発行した現在のESRSを適用する必要があります。

ESRSの構成

ESRSは、相互に補完、作用することを目的とした2つの基準カテゴリを使用しています。

- 以下の適用されるクロスカッティング基準
 - CSRDによって改正されたEU会計指令の下で、企業がサステナビリティ関連情報を作成し、表示する際に遵守すべき全般要求事項（ESRS 1）
 - 活動分野にかかわらずすべての企業（すなわちセクター共通）およびサステナビリティトピック全体に適用される全般開示事項（ESRS 2）
- セクター共通の視点から特定のサステナビリティトピックをカバーするトピック別基準
- セクター別基準は、ECがオムニバスプロポーザルにおいて今後それらを採択する予定はないと表明したことを受けて、構成に含まれていません。

¹ [ESRSの改正および簡素化に関する進捗報告書](#) 2025年6月20日公表に記載

ESRSのフルセットは、次のように構成されています。

クロスカテゴリー	ESRS 1	ESRS 2			
	全般要求事項	全般開示事項			
環境	ESRS E1 気候変動	ESRS E2 汚染	ESRS E3 水と海洋資源	ESRS E4 生物多様性と生態系	ESRS E5 資源利用と 循環型経済
社会	ESRS S1 自社従業員	ESRS S2 バリューチェーンの 労働者	ESRS S3 影響を受ける地域社会	ESRS S4 消費者・最終利用者	
ガバナンス	ESRS G1 企業行動				

略語のリストと用語集を含む付属書を維持することが提案されています。

見解
CSRDは、企業がマネジメントレポートの専用セクションに含めることが義務付けられているサステナビリティ情報（ESRSに従って作成）を定めています（ESRSはこの一連の情報を指す用語として「サステナビリティステートメント」を使用しています）。企業は、バリューチェーンに関する情報や、短期、中期または長期の時間軸を含む、定性的、定量的、将来的、遡及的な情報を提供する必要があります。
提供される情報は、ダブルマテリアリティ原則の適用を条件とし、サステナビリティ事項に対する企業のインパクトおよびサステナビリティ事項が企業の発展、業績および地位にどのように影響を与えるかを理解するために必要な情報開示を要求しています。

ESRS 1の改正案は段階的導入の規定を定めています。これには開示要求や開示要求の様々なESRSのデータポイントが含まれており、これらは省略することができるか、サステナビリティステートメント作成の初年度には適用されません（下記の**ESRS 1-経過措置**を参照）。

- ESRS Set 1との主な相違点**
- 必須の（「Shall」）要求事項は、簡素化する意図から再検討され、基準本体に表示されています。
 - 適用要件（Application Requirements；AR）は縮小および簡素化され、関連するセクションまたは開示要求とともにボックス形式で表示されています。
 - 任意の（「May」）開示情報は、削除されるか、独立した「強制力のないガイダンス」（Non-Mandatory Illustrative Guidance；NMIG）に移動されました。ただし、一部ESRSの本文に残っているものもあります。ECは、NMIGを法令の一部として含めるべきか、委任法とは別個のものとして維持すべきかを、しかるべき時期に検討します。
 - EFRAGは、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の基準との相互運用可能性を強化する機会を特定しました。
 - セクター別基準は策定されないため、ISSB基準（SASB基準を含む）およびグローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）のセクター基準への参照が、企業固有の情報を特定するためのガイダンスの情報源として含められています。

ESRS 1「全般要求事項」
サステナビリティ報告の目的

ESRSに従って作成されたサステナビリティ報告の改正された目的は、企業の人と環境への重要性のあるインパクト、および環境、社会、ガバナンスのトピックに関連する重要性のあるサステナビリティリスクと機会（「インパクト、リスクおよび機会」という）を適正に表示することです。
この2つの視点で報告することがダブルマテリアリティの原則です。ESRSのサステナビリティステートメントは、重要性のあるインパクト、リスクおよび機会に関連するトピックのガバナンス、戦略、方針、行動、目標および指標を対象としています。

改正ESRSは、以下のような一般目的のサステナビリティステートメントの利用者にとって有用な情報を開示することを企業に要求しています。

- 一般目的財務報告書の主要な利用者（既存の投資家、潜在的な投資家、金融機関、その他の債権者（資産運用会社、信用機関、保険会社を含む））
- 企業のビジネスパートナー、労働組合および社会的パートナー、市民社会および非政府組織、政府、アナリストおよび学者を含む一般目的サステナビリティステートメントのその他の利用者。利用者としての市民社会、非政府組織、労働組合は、影響を受けるステークホルダーの代理人です。

改正ESRS 1は、起草のルールを説明し、企業の重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を特定するための全般要求事項を設定するとともに、それらに関連するトピックに関する情報を作成し、提示しています。また、サステナビリティステートメント作成の基礎となる全般要求事項についても規定しています。

インパクト、リスクおよび機会

改正ESRSでは、「インパクト」という用語は、企業が環境や人々に及ぼす影響（人権への影響を含む）を意味し、企業の製品やサービス、ビジネス関係を通じたものを含め、企業自身の事業や上流および下流のバリューチェーンに関連しています。

インパクトには、既に発生しているものと潜在的なもの、負のインパクトと正のインパクト、意図的なものと意図的ではないもの、可逆的なものと不可逆的なものがあります。短期的、中期的、または長期的に発生する可能性があります。

「リスクおよび機会」という用語は、企業のサステナビリティ関連の財務上のリスクおよび機会を総称しています。

これらをまとめて「インパクト、リスクおよび機会」と呼びます。

ステークホルダー

ステークホルダーとは、企業に影響を与えたり、影響を受けたりすることができるものと定義されます。ステークホルダーには、2つの主要なグループがあります。

- 影響を受けるステークホルダー：企業の活動およびバリューチェーン全体にわたる直接的および間接的なビジネス関係によって、利益に正または負の影響を受ける個人またはグループ
- サステナビリティステートメントの利用者：一般目的財務報告書の主要な利用者（既存の投資家、潜在的な投資家、金融機関、その他の債権者（資産運用会社、信用機関、保険会社を含む））、および企業のビジネスパートナー、労働組合および社会的パートナー、市民社会および非政府組織、政府、アナリストおよび学者を含むサステナビリティステートメントのその他の利用者

開示要求の構造

改正ESRS 1は、改正ESRSの全体的な構成を定めています。

改正ESRS 2は、企業が次に示す重要性のある「インパクト、リスクおよび機会」に関連するトピックについて報告することを要求される情報について開示要求を規定しています。

- ガバナンス、戦略、インパクト、リスクおよび機会の管理に関する報告分野
- 方針、行動、指標および目標

改正されたトピック別基準は、トピックとサブトピックを扱い、改正されたESRS 2と同じ報告分野を反映しています。

さらに、1つまたは複数の重要性のあるインパクト、リスクまたは機会に関連するトピックがESRSではカバーされていない、または十分な粒度でカバーされていないと判断した場合には、企業は企業固有の開示情報を提供することが求められます。IFRS財団のセクターベースの内容またはGRIセクター基準は、企業固有の情報を特定する際の必須ではないガイダンスの情報源として参照されています。

適正な表示（Fair Presentation）と情報の質的特性

提案に記載されているとおり、適正な表示のためには、開示情報が、企業の重要性のあるインパクト、リスクおよび機会に関する関連情報を提供し、かつ、情報の重要性の原則および改正ESRS 1に規定された要求事項に従ってそれらを忠実に表示することが必要です。改正ESRSを適用することにより、適正な表示を達成するサステナビリティステートメントにつながります。

適正な表示のためには、企業は、改正ESRS 1の付録Bに定義されている情報の質的特性を適用する必要があります。すなわち:

- 関連性と忠実な表現（基本的な特性）
- 比較可能性、検証可能性および理解可能性（補強的な特性）

忠実な表現を達成するためには、企業は、その重要性のあるインパクト、リスクおよび機会について完全、中立的かつ正確な説明を提供することが求められます。

見解

提案は、ESRSが適正な表示のフレームワークを意図したものであることを示しており、これはIFRS会計基準およびIFRSサステナビリティ開示基準に含まれている概念です。適正な表示のフレームワークが意味することの詳細については、[iGAAP in Focus](#)を参照してください。

マテリアリティ

情報の重要性

サステナビリティステートメントには、重要性のある情報が含まれています。情報は、次のいずれかの場合に重要性があります。

- 情報を省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表およびサステナビリティステートメントを含む、当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に見込み得る場合
- 一般目的のサステナビリティステートメントの利用者が、企業の重要性のあるインパクト、リスクおよび機会、ならびにそれらをどのように識別し、管理するかを理解することが必要である場合

ESRS Set 1との主な相違点

提案は、ESRS 2の一般的な開示情報との関連を含め、ESRSの包括的な原則として、情報の重要性をより重視しています。

この提案は、財務情報の主要な利用者を超えて、ESRSで特定されたより広範な想定利用者を反映するために、重要性のある情報の第2の側面を導入しています。

見解

上記の財務マテリアリティの記述は、「サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表およびサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。」というIFRS S1号の記載と一致しています。

ダブルマテリアリティ評価

マテリアリティ評価の実施は、企業が報告すべき重要性のあるインパクト、リスクおよび機会、ならびに関連するトピックを特定するために必要です。

特定のトピックが、ダブルマテリアリティ評価を通じて特定される重要性のあるインパクト、リスクおよび機会に関連する場合、企業はそのトピックについて報告することが要求されます。情報は、その性質や管理方法を反映するなど、最も関連性の高い情報を提供するものに応じて、トピックレベルまたはインパクト、リスクおよび機会レベルのいずれかで表示されます。

ダブルマテリアリティには2つの側面があります。すなわち、インパクトマテリアリティと財務マテリアリティで、相互に関連しています。企業は、評価においてこれらの相互依存性を考慮する必要があります。インパクトは、当初から財務的に重要性がある場合もあれば、企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フロー、資金へのアクセスまたは資本コストに短期的、中期的または長期的に影響を及ぼすことが合理的に見込まれるようになった時点で、財務的に重要性がある状態になる場合もあります。インパクトは、財務的に重要性があるかどうかにかかわらず、インパクトマテリアリティの観点から捉えられます。

インパクトマテリアリティ評価と財務マテリアリティ評価

インパクトマテリアリティ評価は、企業の短期、中期または長期にわたる人々または環境への重要性のある既に発生しているまたは潜在的な、正または負のインパクトに関連している情報の特定に該当します。インパクトには、企業自身の業務、製品やサービス（上流および下流のバリューチェーンにおけるビジネス関係を通じたものを含める）に関連するものが含まれます。ビジネス関係は、直接的な契約関係に限定されません。

既に発生している負のインパクトについては、マテリアリティはインパクトの深刻度に基づいており、潜在的な負のインパクトについては、インパクトの深刻度と発生可能性の組み合わせに基づいています。深刻度は、インパクトの規模と範囲、およびインパクトが修復不能な特徴かどうかに基づきます。人権に悪影響を及ぼす可能性がある場合には、インパクトの深刻さがその発生可能性よりも優先されます。既に発生している正のインパクトについては、マテリアリティはインパクトの規模と範囲に基づいており、潜在的なインパクトについては、インパクトの規模、範囲、発生可能性に基づいています。

既に発生している負のインパクト（報告年度中またはそれ以前に発生したもの）のマテリアリティ評価をする際には、インパクトが発生する前に実施された緩和または防止措置の結果を考慮して、インパクトの深刻度を評価します。報告期間中の既に発生しているインパクトには、新たなインパクトと前期から継続するインパクトの両方が含まれます。企業が報告期間中に既に発生している負のインパクトに対処するための措置を講じた場合、これらの措置は、インパクトのマテリアリティを評価する際には考慮されません。この評価に基づいてインパクトが重要であると考えられる場合には、企業は、実施された是正措置およびその期待されるまたは実際の結果を開示することが要求されます。

緩和または防止措置が、潜在的な負のインパクト（すなわち、将来発生する可能性のあるもの）の深刻度および/または発生可能性を減少させるという裏付け可能な証拠が存在する場合、インパクトマテリアリティを評価する際に、これらの措置の効果が考慮されます。しかし、潜在的なインパクトの深刻度および/または発生可能性を重要性の水準以下に抑えるために、重要な継続的な緩和および/または防止措置を維持する必要がある場合には、そのインパクトは、緩和および/または防止措置を考慮せずに評価されます。将来の修復活動と方針は、潜在的なインパクトのマテリアリティ評価では考慮されません。

財務マテリアリティ評価は、企業への資源提供に関連する意思決定を行う際に、一般目的財務報告書の主要な利用者にとって重要性があると考えられる情報の特定に対応します。特に、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、一般財務報告書の主要な利用者が企業のサステナビリティステートメントに基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に見込み得る場合には、重要性があるとみなされます。

トピックは、重要性のある財務的影響を企業に及ぼす、または及ぼすことが合理的に予想される場合に、財務の観点から報告されます。これは、リスクまたはトピックに関連するリスクまたは機会が、企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フロー、資金へのアクセスまたは資本コストに短期的、中期的または長期的に影響を及ぼす、または及ぼすことが合理的に予想される場合です。リスクおよび機会は、過去または将来の事象から生じることがあります。

実務上の考慮事項

重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を特定するために、企業は、過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用します。ダブルマテリアリティ評価を実施するに当たり、企業は、ビジネスモデル、活動の性質、ビジネス関係、地域またはその他の要因に基づき、重要性のあるインパクト、リスクおよび機会が発生する可能性が高いと考えられる分野に焦点を当て、自らの業務ならびに上流および下流のバリューチェーンを評価することが期待されます。

企業は、そのビジネスモデル、上流および下流のバリューチェーン、同業他社の分析、ならびに戦略的およびビジネス上の優先度に基づいて、重要性のあるインパクト、リスクおよび機会につながるか否かを結論付けることができるトピックから始めることにより、不必要な複雑さを回避することができ、したがって、それ以上の調査またはスコアリングは必要ありません。

改正ESRS 2およびトピック別基準に従って報告すべき情報を決定

サステナビリティステートメントには、重要性のある情報が含まれます。企業は、次のことを行う必要があります。

- ESRS 2で要求される情報を開示する
- 方針、行動、指標および目標に関する重要性のある情報を報告する際に、改正ESRS 2の規定を適用する
- 対応する改正トピック別ESRSにおける特定のトピックまたはサブトピックに関連する開示要求に従って重要性のある情報を開示する
- 重要性のある企業固有の情報を必要に応じて開示する

ESRS Set 1との主な相違点

- 提案は、重要性のあるインパクト、リスクおよび機会の特定と、報告されるトピックおよびサブトピックとの間の関係をより十分に提示しています。その目的は、不必要な粒度を避け、より焦点を絞った報告を奨励することです。これには、インパクト、リスクおよび機会の性質ならびにそれらが管理される方法に基づいて、企業がどのレベルで報告するかを決定するための柔軟性を高めることが含まれます。
- ESRS Set 1のESRS 1号AR16項に含まれるトピックとサブトピックの表は簡素化され、現在はESRS 1の付録Aの拘束力のない任意のガイダンスとなっています。
- 「実務上の考慮事項（practical considerations）」を示す新しいセクションが導入されました。目的は、プロセスの全体的な複雑さと不必要なスコアリングの範囲を減らすことです。改正された基準では、ダブルマテリアリティ評価は通常、最も明白な重要性のあるトピックを特定するためにビジネスモデルの分析から開始することが記載されています。

デュー・ディリジェンス

デュー・ディリジェンスとは、企業が事業に関連する環境および人々に対する実際および潜在的な負のインパクトを特定し、防止し、緩和し、終結するプロセスです。デュー・ディリジェンスは、企業の戦略、ビジネスモデル、活動、ビジネス関係、営業、調達、販売の状況に対応し、変化を引き起こす可能性のある継続的な実務です。

改正ESRSは、デュー・ディリジェンスに関して行動要求を課すものではなく、また、デュー・ディリジェンスの実施に関する企業の管理、経営または監督機関の役割を拡大または修正するものでもありません。

企業のサステナビリティ・デュー・ディリジェンス・プロセスの結果は、企業の負の重要性のあるインパクトの評価に情報を提供します。

報告バウンダリー

報告企業および自社の事業

サステナビリティステートメントは、財務諸表と同じ報告企業に対するものです。親会社が連結財務諸表を作成している場合、サステナビリティステートメントは同一の連結グループに関するものです。企業が連結レベルで報告する場合には、グループの法的構造にかかわらず、連結グループ全体に対する重要性のあるインパクト、リスクおよび機会の評価を行うことが要求されます。

開示の免除

CSRDは、EU域外の親会社の子会社は、親会社がESRSまたはECが同等とみなす基準に基づいて報告しており、保証意見を含む連結サステナビリティレポートが公開されている場合には、情報を開示する必要がないと規定しています。何が「同等」とみなされるかは、ECによってまだ決定されていません。

バリューチェーン

報告される情報は、自らの活動を超えて、上流および/または下流のバリューチェーンにおける直接的および間接的なビジネス関係を通じて企業と関連する重要性のあるインパクト、リスクおよび機会（「バリューチェーン情報」）を対象とします。これは、企業の重要性のあるインパクト、リスクおよび機会の理解を可能にし、情報の質的特性を満たすために必要な場合に、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、合理的で裏付け可能な情報に基づいて要求されます。

企業は、以下に従って重要性のある上流および下流のバリューチェーン情報を含めることが要求されます。

- 実施されているデュー・ディリジェンスのプロセスによって通知されたマテリアリティ評価の結果
- 改正ESRSの上流および下流のバリューチェーンに関連する特定の要求事項

場合によっては、持分法で会計処理される関連会社または共同支配企業が、サプライヤーまたは顧客でもある場合など、株式保有関係を超えて企業の上流および下流のバリューチェーンの一部になることがあります。このような場合には、企業は、バリューチェーン内の他の類似のビジネス関係に採用されているアプローチと整合的に、供給または顧客との関係に関する情報を含めることが要求されます。このような場合、指標を決定する際には、関連会社または共同支配企業のデータは、持株比率に限定されるものではなく、供給関係を通じて当該企業に関連するインパクト、関連するリスクおよび機会も反映されます。

ESRS Set 1との主な相違点

- 改正された基準は、「自社の事業（own operation）」を記述しています。
- EFRAGは、リース資産の使用から生じるインパクト、リスクおよび機会は、資産が法的に所有されているかリースされているかに依存しないという説明を含めました。
- EFRAGは、企業が報告期間中に子会社または事業を取得した場合、当該子会社または事業をマテリアリティ評価およびサステナビリティステートメントに含めることを、その後の報告期間に延期することができるという新たな救済措置を導入しました。同様に、報告期間中に子会社または事業について支配を喪失した場合には、当報告期間の期首からマテリアリティ評価および報告バウンダリーの範囲を調整することができます。

報告期間、基準年および時間軸

企業のサステナビリティステートメントの報告期間（指標の計算を含む）は、財務諸表の報告期間と一致します。基準年は、情報が入手可能であり、その後の情報を経時的に比較できる過去の基準日または期間です。

サステナビリティステートメントを作成する際、企業は報告期間の末日時点で以下の時間分類を適用することが要求されます。

- 短期の時間軸：企業が財務諸表上の報告期間として適用している期間
- 中期の時間軸：短期の報告期間終了後から5年目
- 長期の時間軸：5年超

企業は、定義された中長期的な時間軸を使用すると関連性のない情報となり、中長期の時間軸の使用が適切でない場合には、企業は中長期的な時間軸の異なる定義を適用することができます。

サステナビリティ情報の作成と表示

サステナビリティステートメントの記載場所と構成

企業は、企業のサステナビリティステートメントとして特定されたマネジメントレポートの専用セクション内に、改正ESRSで要求されるすべての開示情報を表示することが求められています。企業は、サステナビリティステートメントを、一般情報、環境情報、社会情報、ガバナンス情報の順に4つの部分に分けて構成することが求められており、付録または独立したサブパートを使用しても良いとされています。EUタクソノミー規則に基づいて開示情報を作成する場合、サステナビリティステートメントに含めることが要求され、別の付録に含めることができるとされています。

この提案では、企業は、環境、社会およびガバナンスへの重要性のあるインパクト、リスクまたは機会およびそれらの管理に関する主要なメッセージを含むエグゼクティブ・サマリーをサステナビリティステートメントに記載することができます。

企業は、他の法規制によりサステナビリティ情報の開示が義務付けられていることから生じた追加の開示情報をサステナビリティステートメントに含めることができます。また、他の基準設定主体（ISSBまたはGRIが発行する資料など）により公表された強制力のないガイダンスやセクター固有のガイダンスを含め、一般的に受け入れられているサステナビリティ報告の基準およびフレームワークからの追加の開示情報を含めることもできます。これらの追加の開示情報は、関連する法律、基準またはフレームワークを適切に参照して明確に特定されるべきで、情報の質的特性に関する要求事項を満たすべきです。

また、企業は、サステナビリティステートメントに、（例えば、特定の利用者が情報を必要とする場合など）重要性のないトピックに関する情報を含めることができます。このような状況では、追加の開示情報は明確に特定され、重要性のある情報を不明瞭にせず、情報の質的特性に関する要求事項を満たすような方法で表示されるべきです。

開示情報の要求事項で規定されている情報または特定のデータポイントは、特定の要求事項を満たしている場合、相互参照によってサステナビリティステートメントに組み込むことができます。

ESRS Set 1との主な相違点

- サステナビリティステートメントの冒頭に「エグゼクティブ・サマリー」を付けるオプションが導入されました。
- EUタクソノミー開示情報を含め、サステナビリティステートメントに付属文書を含めるオプションがより明確になりました。
- サステナビリティステートメントの必要な構成を定めたESRS 1の必須の付録は、表示の柔軟性を高めるために削除されました。

企業報告および関連情報の他の部分との連携

企業は、サステナビリティステートメントの利用者が、報告内の異なる情報間の関連性、およびサステナビリティステートメント内の情報と企業報告の他の部分で開示されているその他の情報（関連する財務諸表を含む）との関連性を理解できるような情報を提供する必要があります。

企業は、財務諸表に表示される金額またはその他の定量的情報を報告する際に、財務諸表を相互参照することができます（「直接的なコネクティビティ」）。サステナビリティステートメントに、企業の財務諸表に表示されている金額または定量的データの集計または一部である金額またはその他の定量的データポイントが含まれている場合（「間接的なコネクティビティ」）、企業は、これらの金額またはデータポイントが財務諸表に表示されている最も関連性の高い金額とどのように関連しているかを説明することができます。

ESRS Set 1との主な相違点

EFRAGは、同じトピック、特に方針、行動、目標について開示情報の断片化および/または情報の繰り返しを回避することを目的とし、つながりのある情報の概念を明確にしました。

極秘情報または機密情報

企業は、極秘情報または機密情報に重要性があると考えられる場合であっても、開示は要求されません。機密情報とは、EUまたは国内法に定められた義務のため、または自然人または法人のプライバシーまたはセキュリティを保護するために、不正なアクセスまたは開示から保護されるべき情報およびデータ（極秘情報を含む）と定義されています。

企業は、極秘情報または機密情報の省略を踏まえて、当該開示の全体的な関連性が損なわれないことを確保するために、あらゆる合理的な努力を払うことが求められます。

見解

ECは、オムニバスプロポーザルを最終決定する文脈において、極秘情報または機密情報のトピックをさらに検討します。

経過措置

バリューチェーン

改正ESRSに基づくサステナビリティステートメントの作成の最初の3年間は、上流および下流のバリューチェーンに関する必要な情報がすべて入手できず開示できなかった場合に、企業はバリューチェーンに関する必要な情報を入手するために行った努力、必要な情報がすべて入手できなかった理由、および今後必要な情報を入手する計画について説明することが求められます。

さらに、改正ESRSに基づくサステナビリティステートメントの作成の最初の3年間については、企業が上流および下流のバリューチェーン全体の関係者から情報を収集する際に直面する可能性のある困難を考慮し、バリューチェーンにおける中小企業（SMEs）の負担を制限するために、以下が適用されます。

- 企業は、ESRS 2およびその他のESRSに従って方針、行動および目標に関する情報を開示する場合には、上流および下流のバリューチェーン情報を、企業が既に入手可能なデータ等の社内で入手可能な情報および一般に入手可能な情報に限定することができます。
- 指標を開示する場合、他のEU法に由来するデータポイントを除き、企業は上流および下流のバリューチェーン情報を含める必要はありません。

段階的に導入される開示要求

改正ESRS 1の付録Dには、改正ESRSにおける開示要求または開示要求のデータポイントに関する段階的導入規定が記載されていますが、これらの規定は改正ESRSに基づくサステナビリティステートメントの作成の最初の年には省略をすることができるか、または適用されません。

見解

段階的に導入される開示要求は、オムニバスプロポーザルやその他のEU法の簡素化提案の最終決定の間に変更される可能性があります。

EDは、2025年7月に採択された、既にESRSで報告を行っている企業（「Wave 1」）に対し、2024年に利用可能となった開示情報の適用除外を2025年および2026年にも適用することを認める[委任法](#)の「応急処置」を組み込んでいません。また、これまで従業員数750人未満の企業にのみ適用されていた開示情報の一部免除についても、委任法の施行後は、規模にかかわらずWave 1のすべての企業に適用されることになります。

ESRS 2「全般開示事項」

目的

改正ESRS 2は、重要性のあるインパクト、リスク、機会およびそれらに関連するトピックに関する開示に関連して、持続可能性のトピック全体に適用される一般的な開示要件を定めています。改正ESRS 1に従い、企業は、最も関連性の高い情報を提供するレベル、すなわち、個々のインパクトのレベル、リスクのレベル、機会のレベル、またはより高いレベルで、インパクト、リスクおよび機会を、その性質および企業がそれらをどのように管理しているかに応じて、集約または細分化すべきです。

ESRS Set 1との主な相違点

より高いレベル（たとえば、企業によって管理されている方法に応じて）にグループ化されたインパクト、リスクおよび機会についての情報を開示することにより、最も関連性の高い情報が提供される場合には、企業の能力がより重視される。

作成の基礎

この開示要求の目的は、特定の状況において改正ESRS 1で要求される開示情報、および段階的導入オプションと救済措置の利用に関する情報を含め、サステナビリティステートメントの作成基礎を理解してもらうことです。

企業は、次の事項を開示することが要求されます。

- ・ サステナビリティステートメントが連結ベースで作成されたのか個別ベースで作成されたのか、また、報告バウンダリーが連結財務諸表で採用しているものと異なる場合には、その説明と理由
- ・ サステナビリティステートメントが企業の上流および下流のバリューチェーンをどの程度カバーしているかの概要

企業は、サステナビリティステートメントの作成において、ESRS 1の全般要求事項を適用していることを記載することおよび適用された規定または救済措置に関する情報を提供することが求められます。

ガバナンス

企業は、次の事項を理解するための開示情報を提供することが要求されます。

- ・ 管理、経営および監督機関の役割および責任ならびに重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を監視、管理および監督するためのプロセス、コントロールおよび手続（個別にまたはより高いレベルで）
- ・ サステナビリティのトピックにリンクしているインセンティブ制度が、管理、経営および監督機関のメンバーに提供されているか
- ・ サステナビリティステートメントで報告されたサステナビリティのトピックに関して企業が適用したデュー・ディリジェンス・プロセスの主要な側面とステップ
- ・ 企業のリスク管理ならびにサステナビリティ報告に関連する内部統制プロセスおよびシステム

戦略

企業は以下の情報を開示することが求められます。

- ・ 重要性のあるインパクト、リスクおよび機会へのエクスポージャーとその発生源を理解するために、重要性のあるインパクト、リスクおよび機会に関連しまたは影響を及ぼす、企業の一般的戦略の主要な要素、ならびにビジネスモデルおよびバリューチェーンの主要な要素を記述
- ・ 企業のステークホルダー・エンゲージメントについての理解を提供し、ステークホルダーの利益および意見が企業の管理、経営および監督機関の注意を喚起しているか否か、また、どのようにして喚起しているかを理解し、企業の戦略およびビジネスモデルの情報を提供
- ・ 適切な集約レベル（個別、集約、またはトピックレベル）で、財務的影響を含めた企業の重要性のあるインパクト、リスクおよび機会とその戦略とビジネスモデルの間の相互作用の理解を提供

見解

EDには、予想される財務的影響に関する2つのオプションが含まれており、ステークホルダーにフィードバックを求めています。

オプション1は、企業の予想される財務的影響の定量的開示を引き続き要求するが、オプション2は、予想される財務的影響について定性的な注記事項のみを認めるものです。

ISSB基準は、企業の予想される財務的影響に関する定量的開示を要求しています（企業が意味のある定量的情報を特定できない場合には救済措置の対象となります）。

インパクト、リスクおよび機会管理

企業は、次の事項を理解するための開示情報を提供することが要求されます。

- サステナビリティステートメントに記載すべき開示情報を決定する根拠として、インパクト、リスクおよび機会および関連するトピックを特定し、そのマテリアリティを評価するプロセス
- 重要性のあるインパクト、リスクおよび機会に関してのマテリアリティ評価の結果、ならびに改正ESRSの開示要求にしたがって報告された重要性のある情報
- 人または環境にどのように影響するかまたは影響する可能性があるかを含み、企業の既に発生しているおよび潜在的な、正および負の重要性のあるインパクト、ならびにその重要性のあるリスクおよび機会（関連するトピックならびにインパクト、リスクおよび機会が企業のビジネスモデル、自社の事業および企業の上流および下流のバリューチェーンとどこでどのように関連しているかを特定する）。

マテリアリティ評価プロセスに関する詳細な開示要求

企業は、次の事項を開示することが要求されます。

- マテリアリティ評価に使用されたプロセスの概要、適用された主要な方法論、使用されたインプットパラメータ、および主要なデータソース
- 企業が定性的または定量的な閾値を決定する方法
- 対象となる業務およびバリューチェーンの範囲について、企業が特定の活動、ビジネス関係、地域またはその他の重大な負のインパクトのリスクが高まる要因に重点を置いているかどうかの明示
- 企業が相対的な深刻度および発生可能性に基づいて負の影響の優先順位付けを行っているか否か、およびその優先順位付けをどのように行っているか、ならびにその優先順位付けがデュー・ディリジェンス・プロセスによって行われているか否か
- インパクトを理解するために、影響を受けるステークホルダーや外部専門家との協議がプロセスに含まれているかどうか、またどのように含まれているか
- 企業のリスクおよび機会を特定し評価する際にインパクトおよび依存関係を考慮するために用いられるアプローチ
- 企業が他のタイプの事業上のリスクと比較してサステナビリティリスクを優先しているか否か、またどのように優先しているか（リスク評価ツールの使用を含む）
- 意思決定手続の説明
- マテリアリティ評価プロセスを前報告期間と比較して変更したか否か、またどのように変更したか
- 気候変動は重要性がないと企業が結論を下し、結果として改正ESRS E1のすべての開示要求を省略する場合の結論の根拠
- 前報告期間と比較した重要性のあるインパクト、リスクおよび機会に関連する変化
- サステナビリティステートメントを作成する際に準拠した開示要求のリスト。これにより、関連する開示がサステナビリティステートメントのどこに記載されているかを識別することができ、参照により組み込まれているものについては個別に明示される。
- 企業が企業自身の事業または上流および下流のバリューチェーンを通じて、強制労働または児童労働に関連する重要なインパクト、リスクおよび機会と関連している場合、事業の種類（製造工場等）別または事業を行っている国または地域別の児童労働および強制労働に関連するインシデントのリスクの高まりへのエクスポージャー
- 改正ESRS 2の付録Aに記載されている他のEU法に由来するすべてのデータポイントの表。サステナビリティステートメントのどこに記載されているか、または重要性がないと判断されたデータポイントについては「重要性がない」ことを提示

ESRS Set 1との主な相違点

- コンテンツ分野の開示要求が改正され、簡素化された。
- Set 1のESRS 2付録 C（ガバナンス、戦略およびインパクト、リスクおよび機会管理に関しトピック別基準に含まれる追加の開示要求を記載）、は削除されました。

方針、行動、指標および目標についての全般開示要求

全体の開示要求

方針、行動および目標に関する情報は、企業がその重要性のあるインパクト、リスクおよび機会、すなわちトピックまたはサブトピック・レベルで対処しているレベルを理解することを可能にします。企業が特定の側面についてのみ方針を採用し、または行動を実施し、または目標を設定した場合には、これらの側面が対応する重要性のあるインパクト、リスクおよび機会とどのように関連しているかを理解できるように、開示情報の作成および表示の方法にこれを反映させるべきです。重要性のあるインパクト、リスクおよび機会に関するトピックについて、方針、行動および目標を採用していない場合には、その旨を開示することが要求されます。

企業が、その重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を、企業の戦略およびビジネスモデルに対する関連性を反映した一連の経営上の優先事項に従って分類する場合には、開示情報の構成および表示方法は、このアプローチを反映することができます。

トピック別基準または重要性のあるインパクト、リスクおよび機会に関連する方針、行動、目標および指標に関する企業固有の基礎にしたがって、個別にまたはより高いレベルで開示する場合には、企業は、次の事項を対象とする方針、行動、指標および目標について、全般開示要求を適用することが要求されます。

- 重要性のあるリスクに対処し、重要な機会を追求するために、既に発生しているおよび潜在的な重要性のあるインパクトの防止、緩和および修復に取り組む方針、行動および目標
- 重要性のあるインパクト、リスクおよび機会に関連して、経時的な進捗を評価するための指標

見解

重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を個別よりも高いレベル（例えば、企業がこれらの事項を戦略的に管理する方法を反映するためのグループ分け）でグループ化することができることは、それらのインパクト、リスクおよび機会についてより簡潔で関連性のある開示情報をサポートすることを意図とした重要な強調事項です。

方針の開示要求

この開示要求の目的は、実際および潜在的な重要性のあるインパクトの防止、緩和および修復に取り組み、重要性のあるリスクを管理し、重要性のある機会を追求するために、個別にまたはより高いレベルで、報告期間中に採用された方針に対する重要な変更の理解を含め、企業が実施している方針の理解を提供することです。

行動とリソースの開示要求

この開示要求の目的は、重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を個別にまたはより高いレベルで管理するために実施されたまたは計画された主要な活動についての理解を提供することにより、重要性のある既に発生しているおよび潜在的なインパクトを防止、緩和および修復し、重要性のあるリスクおよび機会に対処し、該当する場合には関連する方針の目的を達成することを目的としています。

指標に関する開示要求

この開示要求の目的は、企業が開示する指標についての理解を提供することにあります。これには、企業のパフォーマンスを評価するために使用される指標、および重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を管理するための活動の有効性を個別にまたはより高いレベルで追跡するために使用される指標が含まれます。

目標の開示要求

この開示要求の目的は、人、環境または企業に対して期待される成果の観点から定義された目標を企業がどのように設定するかについての理解を提供すること、個別のまたはより高いレベルでの重要性のあるインパクト、リスクおよび機会に関連して、企業が方針および行動の有効性をどのように追跡するかについての理解を提供すること、ならびに、採用した目標に対する全体的な進捗および有効性についての経時的な理解を提供することです。これには、進捗が関連する行動計画と整合しているかどうか、行動計画に関連する重要な事実および状況が目標の達成に影響を及ぼすかどうかが含まれます（該当する場合）。

ESRS Set 1との主な相違点

方針、行動および目標に関するESRS Set 1に定められた最低限の開示要求は、情報の重要性への焦点を支援する目的で、全般的な開示要求として再配置されました。

トピック別ESRS

企業は、トピックに関連する重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を特定する場合には、改正トピック別ESRSで要求される情報を開示することが要求されます。重要性のあるインパクト、リスクおよび機会に関する開示情報は、方針、行動および目標（設定されている場合）、関連する場合の依存関係、指標および財務的影響を対象とすることが期待されます。改正されたトピック別基準の目的は、ESRS 2に含まれていない情報項目に関して開示要求を特定することです。

ESRS Set 1との主な相違点

トピック別基準は簡素化されました。ガバナンス、戦略とインパクト、リスクおよび機会管理の報告分野に関連する追加の開示要求の多くは削除されたか、一般的な開示要求の下で扱われています。

開示の指標や粒度に関連するものを含め、必須適用の要求事項の削減があります。

ESRS E1「気候変動」

改正ESRS E1は、気候変動に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 気候変動の緩和
- 気候変動への適応
- エネルギー

気候変動の緩和は、パリ協定および欧州気候法の目的に沿って、世界平均気温の上昇を産業革命前の水準から1.5°Cに制限する一般的なプロセスに対する企業の努力に関連します。改正ESRS E1は、7つの温室効果ガス（GHG）に関連しますがそれに限定されない開示要求を対象としています。また、企業がGHG排出量にどのように対処しているかについての開示要求と、関連する移行リスクについても取り上げています。

気候変動への適応は、実際のおよび予想される気候変動に対する企業の適応プロセスに関連します。改正ESRS E1は、企業の物理的な気候リスクにつながる可能性のある気候関連の危険性と、これらのリスクを削減するための適応策に関する開示要求を対象としています。また、気候関連の危険性への必要な適応から生じる移行リスクも対象とします。

エネルギーに関する開示要求は、エネルギーの生産と消費のすべてのタイプを対象としています。

開示要求の詳細なリストは、本書の付録に記載しています。

ESRS Set 1との主な相違点

移行計画の開示のための要求事項は簡素化されました。開示情報の中核的な要素は保持されていますが、移行計画の主要な特徴を高レベルで説明することにより多くの重点が置かれています。

ESRS E1におけるGHG排出量の測定に使用されるバウンダリーは、GHGプロトコルにより密接に整合させることを目的として修正されました。デフォルトのバウンダリーは連結財務諸表であり、財務支配力アプローチの使用が必要とされます。しかし、この提案では、適正な表示を達成するために必要な場合には、経営支配力アプローチに従って、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示情報を追加する必要があります。GHG総排出量の開示はもはや要求されません。

見解

ECは、オムニバスプロポーザルを最終決定するという文脈の中で移行計画の開示に関連してESRS E1で使用されている「1.5°Cとの両立性」の意味をさらに検討します。

ESRS E2「汚染」

改正ESRS E2は、汚染に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 大気汚染、水質汚染、土壌汚染
- マイクロプラスチック
- 懸念物質（非常に高い懸念物質を含む）

大気汚染、水質汚染および土壌汚染は、それぞれ大気、水および土壌への企業の排出ならびにそのような排出の防止、コントロール、および削減を参照しています。水への排出は、淡水と海水（海洋）の両方を含みます。

非常に高い懸念の物質を含む懸念のある物質に関する開示要求は、関連する既に発生しているまたは潜在的なインパクトについての理解を利用者に提供することを目的とし、また、それらの製造、使用、流通および/または商業化に対する可能性のある制限を考慮します。

開示要求の詳細なリストは、本書の付録に記載しています。

ESRS E3「水と海洋資源」

改正ESRS E3は、水に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 取水
- 水消費
- 排水
- 貯水

「水」という用語は、地表水、地下水および海水を指します。

開示要求の詳細なリストは、本書の付録に記載されています。

ESRS E4「生物多様性と生態系」

改正ESRS E4は、生物多様性と生態系に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 生物多様性と生態系変化の要因（陸上および海洋の生息地の変化、侵入種）
- 種の状態
- 陸上と海洋の生態系の範囲と状態
- 生態系サービス

「生物多様性（biodiversity）」および「生物間の多様性（biological diversity）」という用語は、特に以下を含むすべての発生源からの生物間の多様性を指します。

陸上生態系、淡水生態系、海洋生態系およびその他の水生生態系ならびにそれらが構成する生態学的複合体

開示要求の詳細なリストは、本書の付録に記載されています。

ESRS E5「資源利用と循環型経済」

改正ESRS E5は、資源利用と循環型経済に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 資源流入（鉱物および生物海洋資源を含む）
- 資源流出：製品およびサービス
- 資源流出：廃棄物

欧州グリーンディールは、EUが2030年までに循環型経済の実践において世界のリーダーになるという目標を掲げており、循環型経済はその重要な柱となっています。

開示要求の詳細なリストは、本書の付録に記載されています。

ESRS S1「自社従業員」

改正されたESRS S1は、自社の従業員に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 労働条件（適切な賃金、ワーク・ライフ・バランス、労働時間、社会保障を含む安定した雇用）
- 社会対話、結社の自由、労使協議会、労働者の参加権、団体交渉
- 安全衛生
- 研修・能力開発
- 多様性と平等な待遇（男女平等、同一労働同一賃金、雇用と障害者のインクルージョン、非差別、ハラスメント防止）
- その他の労働関連の人権（児童労働、強制労働、プライバシー、適切な住居）

自社の従業員には、企業と雇用関係にある人々（「従業員」）および企業自身の労働力の非従業員が含まれます。非従業員とは、労働力を供給する企業と契約しているもの（「自営業者」）または主として「雇用活動」に従事する企業から提供されるものを指します。

改正ESRS S1に基づく非従業員に関する情報は、適用される労働法に基づく地位に影響を及ぼすものではありません。改正ESRS S1は、企業の上流または下流のバリューチェーンにおける労働者を対象としていません。これらの労働者は改正ESRS S2の対象となっています。

開示要求の詳細なリストは、本書の付録に記載されています。

ESRS S2「バリューチェーンの労働者」

改正ESRS S2は、バリューチェーンの労働者に関連する開示要求、特にESRS S1と同じサブトピックに関して規定しています。

改正ESRS S2は、企業によって重要な影響を受けているかまたは受ける可能性のある、企業の上流および下流のバリューチェーンのすべての労働者を対象としており、これには、企業自身の業務および上流および下流のバリューチェーンに関連する影響が含まれます。これには、企業の製品またはサービス、ならびに企業とのビジネス関係を通じたものも含まれます。これには、ESRS S1の適用範囲に含まれないすべての労働者が含まれます。

開示要求の詳細なリストは、本書の付録に記載されています。

ESRS S3「影響を受ける地域社会」

改正ESRS S3は、影響を受ける地域社会に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 地域社会の経済的、社会的および文化的権利（土地関連の影響、安全保障関連の影響、十分な住居および食料、水ならびに衛生）
- 地域社会の市民的・政治的権利（表現の自由、集会の自由、人権擁護活動家への影響）
- 先住民族の権利（自由、事前の情報に基づく同意、自己決定、文化的権利）

開示要求の詳細なリストは、本書の付録に記載されています。

ESRS S4「消費者・最終利用者」

改正ESRS S4は、消費者および最終利用者に関連する開示要求、特に以下のサブトピックについて規定しています。

- 消費者や最終利用者に対する情報関連の影響（プライバシー、情報へのアクセス、表現の自由）
- 消費者および/または最終利用者の身体の安全（健康と安全、子どもの保護、人の安全）
- 消費者および/または最終利用者の社会的包摂（製品とサービスへのアクセス、責任あるマーケティング慣行、無差別）

開示要求の詳細なリストは、本書の付録に記載されています。

ESRS G1「企業行動」

改正されたESRS G1は、企業行動に関連する開示要求、特に以下のサブトピックに関して規定しています。

- 腐敗・贈収賄防止、内部告発者の保護、動物愛護などの企業文化
- （不公正な）支払い慣行を含む供給者との関係の管理
- 政治的影響力とロビー活動

開示要求の詳細なリストは、本書の付録に記載されています。

次のステップ

EDに対するコメント期間は2025年9月29日までです。EFRAGは、2025年11月30日までに技術的助言を最終決定し、ECに提出する前に、EDに関して受け取ったフィードバックを分析し、検討することが求められます。ECは、ESRSを修正する委任法案を採択する際に、EFRAGの技術的助言を考慮します。ECは、技術的助言とは異なる改正ESRSを採択する可能性があります。

ECは、できるだけ早く、遅くともオムニバスプロポーザルの発効後6カ月以内に、必要な委任法を採択することを目指しています。このスケジュールは、2027会計年度に改正された基準を適用する企業に間に合うようにESRSを委任法として採択することを可能にするために設定されています（2026会計年度に自主的に適用するオプションを含む可能性もあり）。

詳細情報

ESRSの改正案についてご質問がある場合は、Deloitteの担当者またはこの*iGAAP in Focus*に記載されている担当者にお問い合わせください。

付録ートピック別開示要求

以下の表は、改正されたトピック別ESRSに含まれる開示要求を示している。

環境関連のトピックを扱う基準					
	ESRS E1号「気候変動」	ESRS E2号「汚染」	ESRS E3号「水と海洋資源」	ESRS E4号「生物多様性と生態系」	ESRS E5号「資源利用と循環型経済」
戦略	企業の戦略およびビジネスモデルが、サステナブルな経済への移行とおよびパリ協定および欧州気候法の目的に沿った地球温暖化の1.5°Cへの抑制とを両立させることを確保するための企業の過去、現在および将来の緩和努力（2050年までの気候中立性の達成を含む）	—	—	生物多様性と生態系の移行計画を実施している場合の、生物多様性枠組（the Global Biodiversity Framework）によって暗示される移行への企業の対応と貢献	—
	マテリアリティに関する気候関連のインパクト、リスクおよび機会をどのように特定し、評価するか				
	企業の戦略およびビジネスモデルが、気候関連リスクに対してどの程度準備されており、どの程度適応できるか				
インパクト、リスク、機会管理	企業の気候変動の方針	企業の汚染関連の方針	企業の水関連の方針	企業の生物多様性と生態系の方針	企業の資源使用および循環型経済の方針
	企業の主要な気候変動対策とその実施に割り当てられた資源	企業の主要な汚染関連の活動およびこれらの活動の実施に割り当てられた重要な資源	企業の主要な水関連の行動とその実施に割り当てられた重要な資源	企業の生物多様性と生態系に関連する主要な行動とその実施に割り当てられた重要な資源	企業の資源利用と循環経済の活動
指標と目標	企業の気候変動の目標	企業の汚染関連の目標	企業の水関連目標	企業の生物多様性と生態系関連の目標	企業の資源利用と循環型経済の目標
	企業のエネルギー消費量とエネルギーミックス				

報告期間中に発生したGHG総排出量の絶対値で表され、スコープ1、2および3に分類されるCO2相当のメートル・トンで表される、企業自身の事業活動および上流および下流のバリューチェーン内からの活動の結果としての、気候変動に対する企業の直接的および間接的なインパクト	企業の大気、水および土壌への汚染物質の排出ならびにマイクロプラスチックの製造、使用および環境への放出	企業の水管理実務と経時的な進展	生物多様性および生態系の変化に関連するインパクト、リスクおよび機会に対する企業のパフォーマンス	循環性に焦点を当てた、企業に流入する資源の種類と量に関する情報を含む、企業の資源流入
大気中からGHGを削減し、恒久的に除去するための企業の行動、および自主市場から購入した、または購入する予定のカーボン・クレジットの範囲と質				循環型経済の原則に則った財・サービスの設計・製造・提供や廃棄物の効果的な管理など、循環型経済をどのように実践しているか
企業の内部炭素価格設定スキームの使用、すなわち、企業が意思決定において炭素価格を適用しているか否か、また、どのように適用しているか（例えば、投資判断、移転価格、シナリオ分析）、使用された価格と減損テストのために財務諸表で使用された価格との整合性、およびGHG排出量1メートル・トン当たりの価格についての説明	健康および環境に対する企業の重要性があるインパクト、ならびに規制の変更から生じるリスクを含め、懸念物質および非常に高い懸念物質の製造、流通または使用から生じる関連するリスクおよび機会			
特定された重要性のあるインパクト、リスクおよび機会が、企業の財政状態および将来の業績にどのように影響すると予想されるか*				

* これに定量的な情報が必要か定性的な情報が必要かは、ECが予想される財務的影響を開示するために適切であると判断するオプションに依存します。上記の**ESRS 2-戦略**のボックスを参照。

	社会的なトピックを扱う基準				ガバナンスのトピックをカバーする基準
	ESRS S1「自社従業員」	ESRS S2「バリューチェーンの労働者」	ESRS S3「影響を受ける地域社会」	ESRS S4「消費者・最終利用者」	ESRS G1「企業行動」
インパクト、リスク および機会管理	自社従業員に関連する重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を管理するための企業の方針 これらの方針が自社従業員内の特定のグループを対象としているのか（例えば、特定の工場または地域で働く従業員、または自営業者）、または自社の全従業員を対象としているのかを含む	バリューチェーンの労働力に関連する重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を管理するための企業の方針 これらの方針が特定のバリューチェーン労働者グループ（例えば、特定の年齢層、特定の工場や国の労働者）を対象としているのか、すべてのバリューチェーン労働者を対象としているのかを含む	影響を受ける地域社会に関連する重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を管理するための企業の方針 これらの方針が影響を受ける特定の地域社会を対象としているか、（例えば、先住民の地域社会または企業の敷地周辺に居住する地域社会）または影響を受けるすべての地域社会を対象としているのかを含む	消費者・最終利用者に関連する重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を管理するための企業の方針 これらの方針が特定のグループを対象としているのか（例えば、特定の年齢層）、またはすべての消費者・最終利用者を対象としているのかを含む	企業の企業行動の方針
	組織の従業員への関与に対する一般的なアプローチ、苦情処理メカニズムを含むチャネルの利用可能性、および救済策	バリューチェーンの労働者との関わりに対する企業の一般的なアプローチ、懸念を提起するチャネルや苦情のメカニズムの利用および救済策	影響を受ける地域社会への関与に対する企業の一般的なアプローチ、苦情処理メカニズムを含むチャネルの利用可能性、および救済策	消費者・最終利用者との関わりに対する企業の一般的なアプローチ、苦情処理メカニズムを含むチャネルの利用可能性、および救済策	企業の企業行動の行動
	自社従業員に関連する企業の重要性のあるインパクト、リスクおよび機会管理のために使用される主要な活動および資源	バリューチェーンの労働者に関連する企業の重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を管理するために使用される主要な行動および資源	影響を受ける地域社会に関連する企業の重要性のあるインパクト、リスク、および機会を管理するために使用される主要な行動と資源	消費者・最終利用者に関連する企業の重要性のあるインパクト、リスクおよび機会を管理するための主要な活動および資源	
指標と目標	自社従業員に関連する定性的、定量的目標	バリューチェーンの労働者に関連する定性的、定量的目標	影響を受ける地域社会に関連する定性的、定量的目標	消費者・最終利用者に関する定性的、定量的目標	企業の企行動の目標
	自社従業員の雇用保障を含む雇用慣行に対する企業のアプローチに関する洞察				報告期間中の腐敗または贈収賄に関連するインシデントおよび関連する結果に関する透明性
	企業が自社従業員の一部として非従業員にどの程度依存しているか				

自社従業員のための団体交渉協定および社会的対話の対象範囲

マネジメントトップレベルにおけるジェンダーダイバーシティ

自社従業員に十分な賃金が支払われているかどうか

自社従業員が主要なライフ・イベントによる所得の損失に対する社会的保護の対象となっているか否か、また、対象となっていない場合には、対象となっていない国

自社従業員に障害者がどの程度含まれているか

従業員の技能を向上させ、雇用可能性の継続を促進するために、継続的な専門的成長の文脈の中で従業員に提供されてきた研修および技能開発関連の活動

労働災害、疾病および死亡を防止するために確立された安全衛生マネジメントシステムの適用範囲、品質およびパフォーマンス

自社従業員が家族関連休暇を取得する権利

賃金格差が存在するか否かの理解を可能にするための、自社従業員における男女間の賃金の世界的な格差および企業内の報酬格差の水準

差別のインシデントおよびその他の人権のインシデントが自社従業員に及ぼす影響の程度

ロビー活動の種類および目的を含む、政治的貢献を伴う政治的影響力の行使に関連する企業の活動およびコミットメント

契約上の支払条件および支払（特に中小企業に対する遅延支払）に関する企業の実績

The Deloitte Accounting Research Tool (DART) is a comprehensive online library of financial and sustainability reporting literature. [iGAAP on DART](#) allows access to the full IFRS Standards, linking to and from:

- Deloitte’s authoritative, up-to-date, iGAAP manuals which provide guidance for reporting under IFRS Standards
- illustrative financial statements for entities reporting under IFRS Accounting Standards.

In addition, our [sustainability reporting](#) volumes of iGAAP provide guidance on disclosure requirements and recommendations which businesses must consider in light of the broader environmental, social and governance matters which can significantly drive the value of an entity.

To apply for a subscription to iGAAP on DART, click [here](#) to start the application process and select the iGAAP package.

For more information about iGAAP on DART, including pricing of the subscription packages, click [here](#).

主要連絡先

Global IFRS and Corporate Reporting Leader

Veronica Poole

ifrglobalofficeuk@deloitte.co.uk

IFRS Centres of Excellence

Americas

<i>Argentina</i>	Fernando Lattuca	arifrscoe@deloitte.com
<i>Canada</i>	Karen Higgins	ifrsca@deloitte.ca
<i>Mexico</i>	Kevin Nishimura	mx_ifrs_coe@deloittemx.com
<i>United States</i>	Magnus Orrell Ignacio Perez	iasplus-us@deloitte.com iasplus-us@deloitte.com

Asia-Pacific

	Shinya Iwasaki	ifrs-ap@deloitte.com
<i>Australia</i>	Anna Crawford	ifrs@deloitte.com.au
<i>China</i>	Mateusz Lasik	ifrs@deloitte.com.cn
<i>Japan</i>	Kazuaki Furuuchi	ifrs@tohatsu.co.jp
<i>Singapore</i>	Lin Leng Soh	ifrs-sg@deloitte.com

Europe-Africa

<i>Belgium</i>	Thomas Carlier	ifrs-belgium@deloitte.com
<i>Denmark</i>	Søren Nielsen	ifrs@deloitte.dk
<i>France</i>	Aude Pinon	ifrs@deloitte.fr
<i>Germany</i>	Jens Berger	ifrs@deloitte.de
<i>Italy</i>	Massimiliano Semprini	ifrs-it@deloitte.it
<i>Luxembourg</i>	Jeremy Pages	ifrs@deloitte.lu
<i>Netherlands</i>	Henri Venter	ifrs@deloitte.nl
<i>South Africa</i>	Nita Ranchod	ifrs@deloitte.co.za
<i>Spain</i>	José Luis Daroca	ifrs@deloitte.es
<i>Sweden</i>	Fredrik Walmeus	seifrs@deloitte.se
<i>Switzerland</i>	Nadine Kusche	ifrsdesk@deloitte.ch
<i>United Kingdom</i>	Elizabeth Chrispin	deloitteifrs@deloitte.co.uk

原文（英語）：

[EFRAG proposes revised European Sustainability Reporting Standards](#)

[サステナビリティ開示・保証の最新規制動向](#)

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社、デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートーマツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301